下の 1 ～ 8 の項目をお読みになり、ご契約の内容についてご確認ください。

各ご契約のご契約内容について、保険証券（保険証書）、「ご契約のしおり」と合わせて今一度ご確認ください。
ご契約内容の確認と必要なお手続きにより、大切なお知らせを確実にお届けすることや、
保険金等のスムーズなお受け取りにつながります。

1 ご加入されている件数を記載しています。

☑ ご加入いただいている件数はご認識と合っていますか？
※契約状態によっては、別送される可能性がありますので、ご了承ください。

2 払込中契約の月額保険料合計を記載しています。

☑ 保険料のお払い込みが必要なご契約とその保険料の合計はご認識と合っていますか？

3 被保険者さま（保障の対象となる方）ごとのご加入状況を記載しています。

☑ 被保険者さま（保障の対象となる方）の保障内容や保険料はご意向に沿っていますか？

☑ ご加入を検討中のご家族はいらっしゃいませんか？

4 ご加入されている契約の、被保険者さま・保険種類・保険期間を記載しています。

☑ ご家族の状況の変化等により見直しが必要な保障はありませんか？

5 満期・解約・失効等で消滅した契約について、被保険者さまや保険種類を記載しています。消滅年月日に保障が終了しております。

「ご加入状況一覧（全体版）」 見本

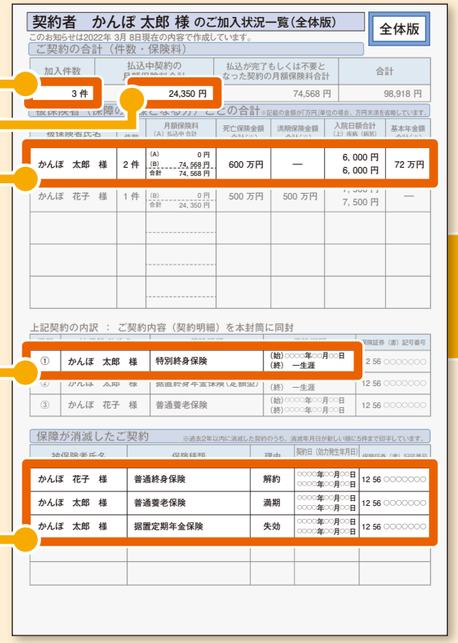

「ご契約内容（契約明細）」 表面 見本

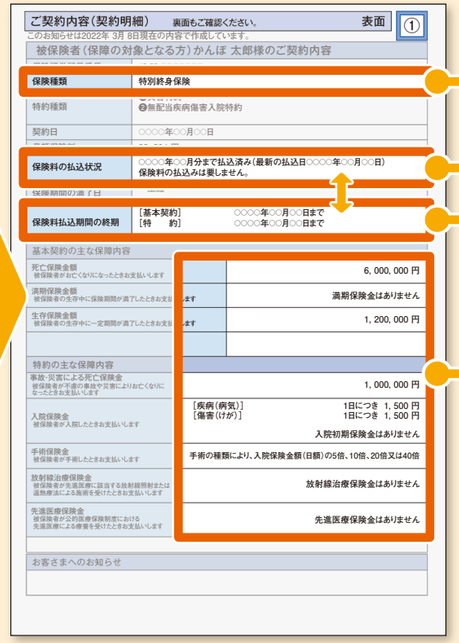

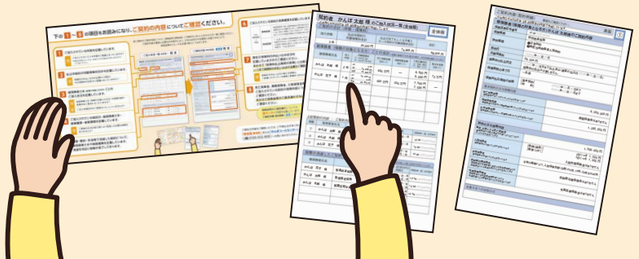

6 ご加入されている契約の保険種類を記載しています。

主な保険種類と特徴	養老保険	保険期間満了時に満期保険金が受け取れます。満期を迎えると保障がなくなり、ご病気等をされていると、新たに保険にご加入できないケースやご加入いただける商品が限定される場合があります。
	終身保険	「一生涯」の保険で満期保険金はありません。保険料のお払い込みが終わっても、死亡時の保障や重度な障がい状態となった場合の保障が「一生涯」続きます。

7 現在の保険料のお払い込み状況を記載していますのでご確認ください。あわせて「保険料払込期間の終期」と比較し、いつまで保険料のお払い込みが必要かご確認ください。

☑ 保険料のお払い込みが終わる時期は、ご認識いただいている時期と相違ありませんか？

8 死亡保険金、満期保険金、入院保険金等、ご加入されている契約の保障内容についてご確認ください。あわせて保険金等のご請求漏れがないかご確認ください。

保険金等のご請求漏れについては
次ページに詳細を記載しています。
ご契約内容（契約明細） 裏面 とあわせてご確認ください。

ご契約の内容をご確認いただき、ご不明な点がありましたら
「担当局（受持局）」または「かんぽコールセンター」
（0120-552-950）へ お問い合わせください。

「ご契約内容（契約明細）」の裏面でご確認ください。

保険金受取人はご指定されていますか？

お手続きに必要な書類は5ページへ

受取人が指定されていない、または指定された受取人が死亡されている場合、保険金のご請求時に多くの書類をご準備いただいたり、お支払いまでにお時間が掛かることがあります。
また、この場合、死亡保険金の受取人は、約款の規定により「被保険者の遺族」となり、その範囲が相続人と異なりますので、法定相続人であっても死亡保険金をお受け取りできないケースもあります。

「ご契約内容（契約明細）」裏面 見本

指定代理請求人はご指定されていますか？

お手続きに必要な書類は5ページへ

●指定代理請求制度を、是非ご利用ください。

指定代理請求制度とは、被保険者さまが受取人となる保険金や契約者さまが請求する保険料の払込免除などについて、ご本人が請求などを行うことができない特別な事情がある場合において、あらかじめ指定された指定代理請求人の方がご本人に代わって保険金の請求などを行うことができる制度です。

例えば、こんなとき

事故や病気により、被保険者さま本人が意思表示できない場合

被保険者さま本人は「がん」などの病名の告知を受けておらず、ご本人に代わって保険金の請求手続きを行う場合

保険金等のご請求漏れはありませんか？

●被保険者さまが入院・手術等されていませんか？

入院保険金・手術保険金等のご請求漏れがないか被保険者さまに確認をお願いいたします。

●宿泊療養・自宅療養においてもお支払いの対象となる場合があります。

新型コロナウイルス感染症にり患していることが判明し、宿泊施設等において療養されたときや自宅療養されたときにおいても、お支払いの対象となる場合がありますので、入院保険金等のご請求漏れがないか被保険者さまに確認をお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症に関する法令の改正等により、宿泊療養・自宅療養にかかるお支払いの見直しをする場合がございます。

●終身保険、養老保険などには死亡保障のほか、重度障がい状態・身体障がい状態を保障する保険契約もあります。

例えば、両目が見えなくなった場合等でその症状が固定し、回復の見込みがない場合に重度障がい状態または身体障がい状態に該当し、保険金のお支払い等の対象となる場合があります。